

## 令和3年12月定例会会議録

令和3年豊郷町議会12月定例会は、令和3年12月6日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長            森 本 智 宏  
教 育 次 長                馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長            神 辺        功  
書                                記            田 中 宏 樹

5、提案された議案は次のとおり

- 議第63号      豊郷町税条例の一部を改正する条例案  
議第64号      豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
議第65号      豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案  
議第66号      豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案  
議第67号      豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
議第68号      豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
議第69号      令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）  
議第70号      令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）  
議第71号      令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議第72号      令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議第73号      令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
議第74号      令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）  
議第75号      令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）  
請願第3号      コロナ禍による米価下落の対策を求める請願  
請願第4号      高齢者の命・健康・人権を脅かす75才以上医療費窓口負担2割化中止を求める請願  
請願第5号      沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願

河合議長 皆さん、おはようございます。これより令和3年12月第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時59分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。そうした中でも特にお願いしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、高橋直子議員、7番、西澤博一議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの16日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より21日までの16日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、令和3年8月分から10月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務、一部組合議会報告を行います。議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として、委員会報告を行います。高橋議会広報常任委員会委員長、報告願います。

高橋議会広報

常任委員長 はい、議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議会広報

常任委員長 それでは、広報常任委員会委員長としてご報告を申し上げます。

改めまして、皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会では、9月28日に議会だより第87号の発行に向けまして、最初の委員会を開き、掲載記事の骨子とする事柄や紙面構成、編集、発行のスケジュールなどについて協議を行うとともに、先に実施しました議会だよりアンケートの集計結果取りまとめを行い、その内容を次の87号にどのように掲載していくかなど検討を行いました。

10月12日に2回目の委員会を開催しまして、9月議会での委員会記事や一般質問記事についての内容校正ならびに紙面編集作業を行いました。

10月20日には3回目の委員会を開催し、校正して上がってきた印刷イメージの資料を基に、文面の校正作業を行うとともに、紙面のレイアウトや記事の表現などについて検討、協議いたしました。また、議会だよりの裏面に掲載しています「がんばってます」に取り上げる題材について絞り込みを行いながら、紙面の内容を整理していきました。

そして、4回目の委員会を10月27日に開催し、前回の委員会で文言や紙面レイアウトなど、修正等指示をした内容が紙面に反映されているかの点検作業を行い、最終校正を加えるなどして、発行に向けての委員全員での作業を終えました。

その後、正副委員長において紙面内容の最終確認を行い、11月4日に校了として、議会だより第87号を11月12日に発行いたしました。

議会だより発行に当たって、多くの皆様にご協力賜りましたこと、心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

また、11月12日に開催をされました臨時議会において、新たな常任委員会委員の選出、構成が行われました。このことから、これまでの委員による議会だよりは第87号で一区切りとなりました。今後は、新しい委員会メンバーによる取組となりますので、今後とも皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上申し上げます。議会広報常任委員会からの報告とさせていただきます。

河合議長 ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第6、議第63号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 皆さん、改めまして、おはようございます。本日令和3年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆様方には平素より、本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には、令和3年度豊郷町一般会計補正予算、ならびに各特別会計、各企業会計の補正予算案件7件、条例改正6点、計13件の議案を提案させていただきます。

それでは、議第63号豊郷町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、豊郷町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、均等割及び所得割の非課税限度額の算定における扶養親族の見直し、寄附金税額控除における特定公益増進法人等に対する寄附の範囲の見直し、公的年金等受給者の扶養親族申告書における控除対象扶養親族の定義が変わったことに伴う所要の改正、ならびに、セルフメディケーション税制の延長に伴う所要の改正でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第63号豊郷町税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第63号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

日程第7、議第64号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第64号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案の提案理由をご説明申し上げます。

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産1件につき分娩機関が負担する掛金が1万6,000円から1万2,000円に引下げられます。これを受け、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金が40万4,000円から40万8,000円に引上げられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。なお、施行日については、令和4年1月1日となります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第64号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、これは出産一時金、育児一時金の引上げなんですが、豊郷町で、これ来年1月1日からの上げですが、今年1月1日から今のところまでで、国保で出産なさった方は国保世帯に何人いるか、ちょっと教えてください、参考に。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

1月1日からというのがありませんで、年度単位で把握しておりますので、今年度の11月末現在で、出産件数6件となっております。

以上です。

河合議長 今村議員、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 コロナ禍の中で、子どもの出生率が下がっている、全国的に下がっているというのは言われているんですけども、豊郷の出生数というのは、以前は、特殊出生率が1.7ぐらいあったんですけど、今ってどのぐらいになっているのか、町全体で。滋賀県は若干伸びて、豊郷町は3.何%減りましたよね。それで、国保だけではなく、あとの、以外の方の世帯もありますけど、豊郷の出生率はどのぐらいに見込めるのか、ちょっと、分かっている範囲で結構ですので、説明してください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保健課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えいたします。

今ちょっと手元の方に合計特殊出生率の方がありませんので、確定的なことは申し上げられないんですけども、ここ数年来出産件数については、かなり、町全体としては下がっていった傾向にありますので、恐らくピークが7年ぐらい、7、8年前だったかと思うんですけども、その年に1年間で90人ぐらい出生あったんですけど、今、50台だったと。ごめんなさい、正確な数字がありませんので。委員会の方で数字の方はお示しさせていただきますけれども、下がっている傾向にあるのは事実でございます。

以上です。

河合議長 今村議員、再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第64号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第64号は原案どおり可決されました。

日程第8、議第65号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第65号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、デジタル庁設置法附則第41条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの設置、管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されることとなります。この変更に伴い、番号

法第31条の情報提供者等の記録についての特例に関する読替規定が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第35号に規定する情報提供等記録の訂正をした場合に、総務大臣から内閣総理大臣に改正されます。よって、豊郷町個人情報保護条例も、情報提供と記録の提供先への通知について同様の改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第65号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第65号は原案どおり可決されました。

日程第9、議第66号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第66号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、号ずれが生じたので、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議員 なし。



河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第66号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第66号は原案どおり可決されました。

日程第10、議第67号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、及び日程第11、議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第67号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、及び議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を一括してご説明申し上げます。

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業ならびに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準、また、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準が改められましたので、本基準を基に、定められた条例に所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容については、保育所が作成する様々な記録の作成や、保存等に関する基準が緩和され、書面に替えて電磁的記録により行うことができるようになったこと、また、家庭的保育事業や小規模保育事業等から満3歳に達して卒園するときや、代替保育を実施するときなどに保育が引き続き円滑に提供されるよう、連携協力を行う連携施設の確保、適用除外要件などを明記した改正でございます。

以上、議第67号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、及び議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についての説明をいたしましたので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第67号につきまして質疑をいたします。全員協議会で大まかな概要は説明いただきましたけれども、3点についてお伺いします。

まず、手書きの書類から電磁に切替えても大丈夫だということなんですけれども、皆さんもご存じのようにスティック1本失うだけで、大変な量の情報が、個人情報が出てしまうということもありますので、この管理体制というのはすごく厳しくなっています。そういう点で、こういう、業務をなさってくださっている施設が、すごく責任が重くなると思うんですけれども、町内の保育園などにつきましては、監査体制などがあるから、そういうことがきちっとできているかどうかの情報は、町として取ることができると思うんですけれども、先だってお聞きしましたときに、預かっていただくことは、町内の子どもがそこにお世話になることは想定しているけれども、町としていろんなことを、助言なり、情報を得るとかそういう体制は、今のところないようにおっしゃったと思うんですけれども、こういう事業所をしっかりとやっているかという監査体制、そして管理体制などはどのようにつかんでおられるのでしょうか。

それから、この施設を使った子どもたちが町内の保育園なり、保育施設に戻ってきたときに、情報の交換などは、この電磁化された、そういう書類等が、町が求めたらいただける体制になっているのかということと、町内でこういう事業所を立ち上げようかなあという、そういう話は今までにありましたか。相談を受けたことはありますか。今後、保育の受皿としてこういうところが求められるのかなと思うんですけれども、町が持っている情報を教えてください。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、手書きから電磁切替えに伴うことによつての、特定地域型を利用された施設からの情報提供ということなんですけれども、そちらにつきましては、本町がそのことをしっかりしなさいというような監査をするわけではなくて、その市町が、地域型給付の支給対象として認定したところになりますので、うちでその施設に対してというような助言というか、指導はできないということで、今回の条例改正につきましては、電磁的ということと連携をしなさいということの2つになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

また、特定地域型保育事業所を使われた保育施設から、本町の保育園、幼稚園

等を子どもたちが利用した場合、その情報提供がもらえるのかということなんですけれども、保護者の同意があれば可能です。

あと本町においてその小規模保育園等の建設についての相談があったかということなんですけれども、現在のところはございません。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

町としては、いろんな利用は、対象の方が利用はするけれども、それについていろいろ、私は心配するのは、普通ならば民間にしても公立にしても定期的な監査などがあって、ちゃんとして運営されているかとか、こういう電磁関係を、電磁機器を使つての書類の監査、管理などはどうなっているかという、そういうチェックは入るチャンスがあると思うんです。この特定教育・保育施設、また、特定地域型保育事業所、この仕組みの中においては、市、町が関わらないのでしたら、どこがその監査的な役目は果たすのかについて教えてください。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

特定教育・保育施設につきましては本町の施設となります。特定地域型保育事業につきましては本町にはございません。ということでご理解をお願いします。

河合議長 高橋議員、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再々質疑について。

私がお聞きしたいのは、とにかくそんなこと本当に、何でそんなことが起きたんだという事件、いろいろありますよね。職員さんがスティックを失ったとか、そういう事例があるから、ちゃんとした管理体制が今後必要になってくると思うんです。そういう点で市町も聞くことはないだろうということですよ。そして、こういうところをちゃんとした仕事とか、それから記録に取っている、それを確かめるところというのはどこになるんですか、教えてください。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

原則、仕事というものは家に持ち帰ってするというものではございませんので、紛失するという事は事務所の中ではあり得ないと思っております。

以上です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 全協のときに、この67、68号の問題では、町内に待機児童がいて、町内の公立民間保育園に申し込んでも空きがなくて入れなくて、でも仕事をしなきゃいけない。そういう中で町外で、そういう家庭、こういう小規模の、特に年少の子が対象が多いんですけど、0歳児保育とか1歳、2歳までの保育の中で、地元の保育園に入れたいけど外れたと。それで、町外で、そういう、見てもらわなくては仕方がないというのが隠れ待機のことなんですけど、それがあるといふ答弁を馬場次長もなさいましたが、やはり豊郷町で子育てをしている世代に対しては、やはり町として責任を持って、そういう、保育を必要とされる方に対しては、やっぱり保育をちゃんと提供できる体制というのが、やっぱりこの時代必要じゃないかなと思うんですが、そういったことで、これは国がこういういろいろ制度の緩和をして、どこでもできますよという形で、こういうのをつくりましたけれども、やはり町としては、豊郷の子育て世帯、特に夫婦とも就労している世帯に対するフォローを、どういうふうに今後考えておられるのか、その点だけ聞かせてください。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

本当に、働くお母さん、お父さんにとって、保育所というものは大切なところだと思います。現在のところ、先ほど高橋議員のご質疑にもございましたように、小規模保育園とかいうような建設をするということも相談もありませんので、現状は今のままでやっていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 今村議員、再質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第67号豊郷町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、及び議第68号豊郷町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第67号及び議第68号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第12、議第69号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第69号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,582万円を追加し、歳入歳出予算総額を58億1,824万5,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金7,582万円を追加し、次に、歳出では民生費7,582万円を追加するものであります。この後、担当課長から補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私から、令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）の説明をいたします。

歳入では5ページ、款14国庫支出金、項1国庫補助金、目2民生費国庫補助金7,582万円については、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金7,250万円と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務補助金332万円でございます。

歳出の主なものは6ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節12委託料、システム開発委託料300万円。18負担金補助金及び交付金7,250万円です。

以上説明を終わります。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、質疑をさせていただきます。

この事業は、子育て世帯への支援策として浮上した事例だと思うんですけども、この事業に対する最新情報をお知らせください。まず国からの通達がない限り動きようがないという全協の説明でしたけれども、これに関して、現時点で、届いている新しい情報をお知らせください。

そして、この事業に関しましては、事務費としていろいろ出ていますよね。まず、職員手当につきまして、4万6,000円、時間外手当とあります。どのぐらいの人数で、そして、何時間ぐらいを想定しておられるのかというのを教えてください。

また、役務費につきましては、通信運搬費、また、手数料等が上がっています。システム開発委託料300万円も上がっています。こういうのが事務費に当たるかと思うんですけども、本当に国全体では900億円とも言われて、無駄遣いじゃないかと、そういう声がいっぱい上がっています。私たちの町の方はこのような数字で上がっていますけれども、全協でも提案しました。やっぱり現金を給付するという形の方が、事務的にも、費用的にも、職員の皆さんの負担軽減のためにもいいんじゃないかと思うんですけども、町としては、このことに関してどのような話合いをしておられますか。この事務費等を節約するためにも、私が最近知った情報では、公明党の北側副代表という方も、これ、一生懸命進められている政党なんですけれども、全額10万をそっくり給付した方がいいんじゃないかということをおっしゃっています。そのことも含めまして、事務費に対する町の大変さとかをお知らせください。

そして、今年中にちゃんと手続きなさいという話のようなんですけれども、逆算していったら、どんな体制に、国の要望どおり動く見込みがあるのか、厳しいのか、まあまあいけるのかなどの表現でよろしくをお願いします。

そして、対象は900件、1,450人分ということでしたけれども、本当に町がしっかりと最後の1人までちゃんとつかめる体制というのは、漏れができたら大変なことですので、どのようなつかみ方をするのかというのを教えてください。

そして、群馬県の太田市というところは、何か既に10万円給付というのを決定したようなニュースも知りました。こういうことができる町と、国が言うんだから国の言うとおりのことでは動けない町との違いがありましたら教えてください。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、高橋議員さんのご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、こちらの事業ですが、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服、新時代開拓のための経済対策の2分配戦略、安心と成長を呼ぶ人への投資の強化において決定されたものでございます。今般、補正を組ませていただきました分につきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業のうちの先行給付分を、補正予算を組ませていただいております。

内容につきましては、この議案書の中の6ページ、児童措置費の職員手当ですが、時間外の手当には、1名分、20時間で見いております。

需用費の消耗品は、ファイルを見ておりまして、印刷製本費は封筒代900件2回分の封筒代を見ております。

また、通信運搬費につきましては、郵送代900通の2回分を見ております。手数料は、振込手数料となっております。

システム開発委託料ですが、こちらにつきましては、現在使っております児童手当のシステムの開発費になるんですが、6町クラウドを使っております。6町クラウドのシステム開発委託料となっております。

最後の負補交の給付1,450人分、5万円を見ております。

続きまして、今年度中にできるのかということと、今後の日程ですが、まず予算がないと事業執行できませんので、議員の皆様にご理解をいただきましたら、議決をいただきましたら、すぐに動く予定をしております。思いとしては、もう議決いただきました当日または翌日には対象者に文書を発送する予定でございます。対象者といいますのは18歳以下の保護者の方に郵送をさせていただく予定です。また、ホームページにもアップをさせていただきますので、郵送で届かなくてもホームページでダウンロードしていただきまして、用紙を取っていただくことができますので、そのように、すぐに窓口対応できるような体制を整えております。

その後の5万円のクーポンの話ですが、こちらにつきましては、まだお示しできる詳細がございません。国としては、まずクーポンを基本にということとされておりますので、本事業は国の施策でございますので、国が示す内容に基づきまして事業を実施してまいります。

また、対象者に漏れなくできるのかというご質問ですが、それにつきましては、本当になかなか全てを把握するのは難しい状況でして、転入転出等がありますので、そのご家庭の状況に応じて、全てを把握してするという事はなかなか難

しいのかなと思っております。また、16歳から18歳の方につきましては、申請をしていただくこととなりますので、なるべく積極的な周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

6町で、6町クラウドでシステム開発委託料などを使って云々という説明がありました。この6町でこういうまとまっているいろんなことをする体制があるんですしたら、ぜひ国や県に本当に、地方自治体としては、大変なんですと。クーポンについては、本当にもういろんな弊害も出てくると思いますので、何とか現金給付という形に持っていきませんかということを国や県に要請したらどうかというのを全協でも投げかけましたけれども、その後、何か動きをされましたか。実際に群馬県の太田市というところは現金でということを表示したみたいなんですけれども、そういう点でもう本当、国の言うとおりにしていたら無駄遣いが出てきますし、今こそ地方からね、みんなに公平に、そして市町村の仕事の手間も大変さを省くためにも、一括を、10万円をそっくりそのまま給付という形にしてもらえないかということを提案することを提案しますけれども、いかがでしょうか。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

他市町の様子も動向も確認しながら、うちの方としても事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 そこで、町長にお気持ちをお聞かせ願いたいんです。

6町のトップとして、意見具申するチャンスはあると思うんです。本当に市町村を悩ますこの形ではなく、10万円現金給付でということを進言するおつもりはありますか。

伊藤町長 議長。



河合議長 町長。

伊藤町長 高橋議員の再々質疑にお答えします。

これは閣議決定され、今回、審議されるものであります。私が審議するものではありません。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、子育て世代への臨時給付金の問題は、今、テレビでもさんざん取り上げられていますが、赤字国債、もう国の赤字国債1,000兆円を超えましたけど、こういった中で、これは選挙向けのばらまきじゃなかったのかとかいろんな批判やら、クーポンを刷るときの印刷代、いろんなところもいろんなことを取り上げられていますが、具体的に聞きたいのは、この先ほど課長は、最初の方で18歳以下とおっしゃったけど、現実には18歳までですよ。児童手当で把握できる900件のうちの世帯は何件あるのか。それで把握できなくて16歳から18歳の世帯は何件あるのか。これ、世帯主申請、申請しなかったら、通知は行きましたが申請しないということで受けられないという可能性もあるんですね。以前、うちの高校卒業までの医療費無料化でも、町からあなたは対象者ですよって送っているにも関わらず、親が知らなかったのかどうなのか、受けてなかった人もいらっしゃいました。何で受けてないのと聞いたら、そんなもん分からん、見たことないとか言われましたからね。だから、町としては、一応平等に皆に送っていると思うんですけど、この問題でもね、世帯に通知して気がつかないか、見てないのか、分からないという人も中には出てくる可能性があるんですけども、そういう世帯通知をして、もう児童手当なんかはもう常時口座もはつきりしているから分かりやすいじゃないですか。そういう人たちは行きますが、そうじゃない人の徹底をするためにはどういう措置をするんでしょうか。やはりこの給付金は、原資には非常に問題はあるんですけど、やっぱそういう、今、コロナ禍で困窮する子育て世帯もありますので、そういう面で、この事業をしっかりとやるために、この16歳から18歳の対象者で通知を出さなきゃいけないという、こういう件数とその対応について説明してください。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

現在児童手当の受給していただいている対象につきましては、566人でございます。また、こちらの事業につきましては、公務員さんにつきましては申請

が必要になりますので、公務員の方が、うちの方で推測されるのが30世帯ほどあります。また、16歳から18歳の高校生世代ですが、そちらにつきましては238人ということで、うちの方で予想はさせていただいております。今、上げさせていただきました対象につきましては、個別で通知するというのを考えております。また、現在児童手当を受給されているおうちにつきましては、口座も分かっておりますので、今月中に振り込む予定をしております、申請が必要な対象につきましては、20日ほど、12月20日ぐらいまでに申請いただいたら今月中に振り込めるのかなという思いをしております。

また、その後の周知ですが、一旦振り込みができましたら、またチラシ等で周知していこうと考えております。

以上です。

河合議長 今村議員、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 課長の答弁で、チラシとかおっしゃるけど、チラシを見ないから気がつかない。そういう人はやっぱり人数知れているんやから、やっぱり直接電話連絡するとか、そういうやっぱり手当てはしてあげた方が、後でそんなんあったんかと言われるぐらいやったら、いいと思いますので、そういうところも対策をもうちょっときめ細やかにしてください。

以上です。

河合議長 答弁よろしいんですか。

今村議員 答弁は言うてくれたらええ。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

丁寧な周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

河合議長 今村議員、再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第69号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)に対する質疑をさせていただきます。

1つ、ここにあげられている事務費というのは、今回の5万円給付に関する事務ですよ、それ、確認のためですけど。

それが1つと、それからシステム改修費で300万ということなんですが、報道を見ますと、今もお話がありましたが、児童手当のシステムをそのままいけば素早く措置ができるので、そういう制度にしたという報道が流れていますが、どういシステム改修に300万必要なのか、よく分からないんですよ。つまり、今のお話だと、児童手当の受給者については、もう12月中にそれをそのまま制度として振り込みできるから、これはもう漏れがないということですよ。ほんで、今の16から18歳が二百数十人、もう既に町で把握されているわけです。それで、この300万、6町やと1,800万で、どういシステム改修になるのかね、もう既に把握しているわけですから、それで千数百万のシステム改修が必要だというのは、具体的にどのようにシステム改修が必要なのか、ちょっとその点がよく分かりませんので。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回のシステム改修につきましては、子育て世帯に対して、児童手当本則給付受給者もしくはそれに準ずる保護者に、18歳以下1人当たり10万円の支援を行うとされております。所得を見てくるという部分がありますのと、また、来春のクーポンに、5万円相当のクーポン、バーチャー式を原則とした支援ということで、それにも対応できるようにシステム改修をしております。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 再質疑をさせていただきます。

いや、だからよく分からないんです。もう既に町で二百数十名把握しているわけでしょう。それは来年のクーポンがいいか悪いかという議論はおいといて、いろいろ議論ありますから。それは賛成、反対でも、私ありませんが、それよりももう既に二百数十人把握しているわけですから、それに送ったらいいだけでしょ。いや、単純に考えれば。児童手当の受給者はもう、そこでそのシステムに入っているわけですから、なぜわざわざ300万、例えば使ってシステム改修をしなければならぬのかというそのあれを、事情がよく分からないんです。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。  
保健福祉課長 鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。  
通知文とか、口座の口座情報等も、全てそちらの方に入れていただきまして、対象者の抽出がすぐできるようになっております。  
以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。  
鈴木議員 結構です。  
河合議長 ほかに質疑ありませんか。  
議員 なし。  
河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
議員 なし。  
河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議第69号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。  
議員 (起立、全員)  
河合議長 全員起立であります。よって、議第69号は原案どおり可決されました。  
ここで少し、暫時休憩をいたします。再開は10時10分より。  
(午前10時00分 休憩)

---

(午前10時10分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。  
日程第13、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)から日程第18、議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。  
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。  
河合議長 町長。  
伊藤町長 それでは、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)から議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について一括してご説明申し上げます。  
まず、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,524

万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を61億8,767万円とするものであります。

歳入では国庫支出金3,527万円、県支出金1,101万1,000円、寄附金2億5,000万円、繰入金1億6,188万2,000円、諸収入11万2,000円、町債160万円を追加し、分担金及び負担金1,463万円を減額するものであります。

次に、歳出では、3億8,783万8,000円、民生費3,514万円、衛生費5,677万8,000円、農林水産業費454万2,000円、教育費540万2,000円を追加し、土木費4,445万5,000円を減額するものであります。

次に、議第71号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,613万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9億4,181万1,000円とするものでございます。

歳入では県支出金7,493万1,000円、繰入金120万2,000円を追加するものであります。

次に、歳出では総務費264万円、保険給付費7,229万1,000円、基金積立金103万5,000円、諸支出金16万7,000円を追加するものであります。

次に、議第72号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,220万2,000円とするものでございます。

歳入では繰入金4万8,000円を追加するものであります。

次に、歳出では、総務費4万8,000円、諸支出金12万9,000円を追加し、基金積立金12万9,000円を減額するものであります。

次に、議第73号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,166万9,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金79万6,000円を減額するものであり、次に、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金79万6,000円を減額するものであります。

次に、議第74号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入

額に11万2,000円を増額し、収入総額を2億811万9,000円とし、既定の支出額82万2,000円を増額し、支出総額を2億2,738万3,000円とするものであります。第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費を1,575万円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額1,575万円と定めるものであります。

次に、議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に335万6,000円を増額し、収入総額を3億5,920万円とし、既定の支出額に228万2,000円を増額し、支出総額を3億1,387万5,000円とするものであります。

以上で議第70号から議第75号まで一括して説明いたしました。この後、担当課長から補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私から、令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)の主なものを説明いたします。

まず、歳入では、9ページ、款12分担金及び負担金、項2負担金、目2土木費負担金1,476万円の減額については、歌詰橋改修事業愛荘町負担金でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1,774万2,000円については新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金257万7,000円と、追加接種分1,516万5,000円です。

10ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金の3,180万9,000円のうち、3,040万9,000円分については新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費追加接種分でございます。

12ページ、款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金2億5,000万円については、豊郷小学校旧校舎活用寄附金750万円と、ふるさと応援寄附金2億4,250万円です。

13ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、1億6,175万3,000円。

14ページ、款21町債、項1町債、目2土木費280万円の減額については、公共事業等債、減額1,130万円は歌詰橋補強・補修工事、下段、緊急自然災害防止対策事業債850万については、旧八号線2他道路改良工事設計業務で

す。その下段、目4衛生費440万円については、一般廃棄物処理事業債は中山投棄場閉鎖対策工事です。

歳出です。15ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10地域づくり推進事業費3億8,295万円のうち、11役務費、手数料1億3,295万円、24積立金2億5,000万円のうち、豊郷小学校旧校舎管理基金積立金750万円と、ふるさと応援寄附基金積立金2億4,250万円です。

17ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費4,895万8,000円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種対策費257万7,000円、対策費追加接種分として1,516万5,000円、体制確保追加接種分3,040万9,000円は、1の報酬から17備品購入費までの中で計上しております。

18ページ、款4衛生費、項2清掃費、目2じんあい処理費452万3,000円については、粗大ごみの一般廃棄物収集運搬処理業務委託料でございます。

19ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費減額4,961万1,000円のうち、主なものとして、節14工事請負費、社会資本総合整備事業費の減額6,930万円は、歌詰橋橋梁補強・補修工事第2期分、同工事費、町道整備事業費1,268万6,000円。下段、節16公有財産購入費480万円は、吉田秦荘線ラウンドアバウト工事に伴う用地買収費です。

以上の説明を踏まえ、5ページ、第2表、明許繰越費、4衛生費、1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加接種分3,040万9,000円と対策費、追加接種費、1,516万5,000円を計上しております。

次に、6ページ、第3表、地方債の補正について、①追加、緊急自然災害防止対策事業債850万円、一般廃棄物処理事業債440万円を計上し、②の廃止としまして、公共事業等債の1,130万円を廃止としております。

以上で説明を終わります。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から議第71号から第73号まで説明の方、させていただきます。

まず、議第71号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

歳入では5ページ、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金7,493万1,000円の増額については、療養給付費及び高額療養費の実績見込みの増加に伴います普通交付金の増額及び未就学児の均等割軽減措置が導

入されることに伴うシステム改修分の特別交付金の増額によるものです。款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金120万2,000円の増額につきましては、保険基盤安定保険税軽減分、保険者支援分及び財政安定化支援事業の額の確定によるものでございます。

歳出では6ページ、款1総務費、項2徴税费、目1賦課徴収費264万円の増額につきましては、未就学児の均等割軽減措置等に伴うシステム改修費の追加によるものでございます。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付金6,163万7,000円の増額及び項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,065万4,000円の増額については、現在までの給付実績を踏まえ、令和3年度給付見込額の算出によるものでございます。款6基金積立金、項1基金積立金、目1運用基金積立金103万5,000円の増額については、一般会計の繰入金の増額に伴います財源超過分の積立てとなっております。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金16万7,000円の増額につきましては、還付金支出見込額の増加によるものでございます。議第71号については、以上でございます。

続きまして、議第72号、令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

歳入では5ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会計繰入金4万8,000円の増額については、職員の人件費の増額によるものでございます。

歳出では6ページ、款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費4万8,000円の増額については、住居手当の増額によるものでございます。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付準備基金積立金12万9,000円の減額については、款5諸支出金の増額に伴う財源不足分の充当による基金の積立ての取りやめによるものでございます。款5諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金12万9,000円の増額については、令和2年度低所得者保険料軽減負担金の額の確定に伴います一般会計への繰出金の増額によるものでございます。議第72号については、以上でございます。

続いて議第73号、令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

歳入では5ページ、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金79万6,000円の減額については、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減額によるものでございます。

歳出では6ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療



広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金79万6,000円の減額については、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減額によるものです。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 私からは議第74号から75号についてご説明いたします。

まず、議第74号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容についてご説明いたします。ページは2ページでございます。

主な内容としては、収入では、人件費に係る一般会計繰入金11万2,000円です。支出では、職員の転居に伴います住居手当11万2,000円及び水道施設における緊急対応業務38万8,000円ならびに水道メーターの検針に係る検針票の増刷32万2,000円です。

続いて議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容についてご説明をいたします。ページについては2ページになります。

議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容としては、収入では、財源の組替えに伴います一般会計繰入金335万6,000円です。支出では、県道豊郷停車場線高野瀬地先での転倒に伴います損害賠償請求に係る弁護士への着手金17万6,000円、印紙代7,000円と、滋賀県流域下水道維持管理負担金209万9,000円を補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)につきまして、質疑をさせていただきます。

ページ12ページにおきまして、款15県支出金で統計調査費委託金の減額があるんですけども、どこに、またはどなたに委託をして、このような結果になったのか、また、この事業の様子、統計を取られた様子で特徴的なことがありましたら、よろしくお願いたします。

13ページです。款20諸収入におきまして、雑入とあります。社会福祉協議会いきいきセンター使用料とあります。これが今この時期に増額として出てきた背景を教えてください。今、これは突然入ったのか、定期的なものだったのかなどの答え方でお願いたします。

それから、14ページです。14ページの旧八号線2他道路改良工事設計業務

とあります。この具体的な工事の様子、どういう背景があったのか、そして今後どのような改良をしようとなさっているのか教えてください。

それから、衛生費です。440万の増額が出ているんですけども、中山投棄場につきまして、いよいよもう閉鎖ということでいろんなことをなさると思うんですけども、どのように、この中山投棄場につきましては、20年ほど前からずっと稼働してしまっていて、もう満杯になったということでの閉鎖なんだと思うんですけども、この間この中山投棄場につきましては、事業を始める当初に、いろんな漏れてくるものがあるんじゃないとか、空気が汚染されるんじゃないとか、いろんな懸念があったんですけども、この事業をずっとなさっていて、いよいよ閉鎖というところまできたこの間に、投棄場に関しては、いろんな懸念はなかったんでしょうか。順調に稼働して、何事も起きずに今日を迎えているのかについて教えてください。

続きまして、15ページです。文書広報費にシステム開発委託料とあります。この増額の背景を教えてください。財産管理費におきまして、工事請負費とありますけれども、この内容も教えてください。地域づくり推進事業費におきまして、役務費が、手数料として、相当な額ですね、1億3,295万、この背景も教えてください。

16ページです。障害福祉費におきまして、いろんな事業が上がっています。要望に対して100%応えているのか、いろんな基準がクリアできずに待たされている方などはないのかを、全ての事業について教えてください。できましたら全協に医療保険課が出していただきましたいろんな資料がありました、ワクチン接種についてね、あのような形で数値をしっかりと示していただけたらうれしいなと思いますので、今日は無理だと思えますけれども、委員会等に出していただくことを希望します。それから、児童福祉費におきまして、病児・病後児保育施設利用助成金、保育士等人材紹介料支援事業補助金等が出ています。これの使われ方、見込み、そして、これは最近保育士の募集が防災無線で流れましたけれども、この補助金を出そうと思っている方は見つかったのかどうかを教えてください。

続きまして、18ページのこれは予防費の中の委託料、ここにもシステム改修があります。どのような、これは、新しい、3回目の接種等の対象かなとは思いますが、コールセンターは前回と同じになるのかどうか。また、一番下の項目の人材派遣委託料とあります548万円ですね。これについては、どのようなところに頼むのかを教えてください。18の負補交におきまして、骨髄等移植ドナー助成金とあります。対象者が町内に、本予算を組むまでにはなくて、今

回新しくこのように助成金を出すようになったのかどうかを教えてください。2の清掃費、じんあい処理費におきまして、一般廃棄物収集運搬処理業務委託料とあります。これはいつもの方に、事業所になるのでしょうか。何か新しい廃棄物等が出たのかどうか教えてください。

19ページです。土木費の中の道路橋梁費、10の需用費、12の委託料、14の工事請負費、16の公有財産購入費、21の補償、補填及び賠償金とあります。これは全協で、突然というか、えっというような議論がたくさん出ました。なぜあの道にそんなことが必要なんだという事案がありましたけれども、そのことだと捉えていていいのかを教えてください。もうこういうところまで来ているのかどうか、議員にとっては、全協で図面を渡されて、ほんまにどこになるんだという論議がね、盛んに行われていましたけれども、本当に寝耳に水みたいな事業になるんじゃないかなと思う、その危惧がありますので、お聞きしています。教えてください。

以上です。

企画振興課長

議長。

河合議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えします。

私の方はまず、12ページ、款15県支出金、項3県委託金の総務委託金の統計関係の委託ですけれども、これにつきましては、どこに委託したではなくて国の方から町が委託されているその費用が入ってきているお金ですので、ご理解をお願いしたいと思います。今年度につきましては、特徴的なものとしましては、工業統計調査ですけれども、これにつきましては、国の方から統計調査取りやめの連絡がありましたので、行わないという非常に珍しいことが起こっております。あと、残り2つですけれども、これにつきましては、毎年、当初予算で、前回の統計に合わせて、同じ額で暫定的に当初予算を組んでおりまして、交付決定が来た段階で今年度に合わせて、補正するというをやっておりますので、今回その所要の補正を行ったものです。

次に、15ページ、歳出の方の、2総務費、1総務管理費のところですが、まず、2の文書広報費の委託料につきましては、これにつきましては、当初予算でシステム管理委託料で、ホームページを管理するシステムの更新費用をお認めいただいておりますけれども、先般、プロポーザル、提案を受けまして、追加の提案で、今までは限られた端末でしか更新できなかったものを、各職員の机の上のパソコンで更新できるようにという機能強化を行うために、追加で費用をかけてやりたいということを思っておりますので、追加をお願いしておる

ものがございます。

次、10番の地域づくり推進事業費の役務費1億3,000万余りですけれども、これにつきましては、今年度、ふるさと納税が非常に好調で、今回歳入の方も2億5,000万補正させていただいておりますけれども、これの返礼品とか、各種ポータルの利用料であるとか、郵送物の発送等の手数料につきましては、見ておるものです。

以上です。

保健福祉課長

議長。

河合議長

森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長

高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

ページ13ページ、20諸収入、5雑入、4雑入、3民生費雑入の中の社会福祉協議会いきいきセンター使用料でございます。こちらにつきましては、生きがいデイのお風呂の燃料代の半額分を計上させていただいております。

続きまして、16ページ、歳出になります。障害福祉費の日中一時支援事業委託料ですが、こちらは利用者11名となっております。

その下の19扶助費、日常生活用具給付事業でございます。こちらにつきましては、紙おむつや、ストマ畜尿袋、蓄便袋、たん吸引等になっております。

その下の身体障害者補装具交付事業ですが、こちらにつきましては、車椅子、下肢等の補装具、補聴器等になります。現在、待たされている人はいないのかということですが、今のところ、うちの方では、待たされている方というのは把握しておりません。

続きまして、17ページ。児童福祉費の負補交、病児・病後児保育施設利用助成金でございます。こちらの方につきましては、1市4町の子育ての定住自立圏事業になっておりまして、発熱しているお子さんでも藤野こどもクリニックで預かっていただくことができる事業です。現在の利用は2件です。

以上です。

地域整備課長

議長。

河合議長

岡村地域整備課長。

地域整備課長

高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

14ページの緊急自然災害防止対策事業債のところの工事内容ということでしたので、私の方からお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、要望等ございました下枝地先の中山道の道路改良をするものであります。今年度実施設計をしております。実施設計が終わりましたら、来年度工事を行う予定をしております。内容につきましては、側溝の改修と

なっております。

続きまして、19ページの道路橋梁費について、ラウンドアバウト工事についての件ですけれども、ラウンドアバウト工事につきましては、県が施行をされます。そこで県がラウンドアバウト工事をされるに当たりまして、用地買収をされる場所がありますので、そこと、当町が行います吉田秦荘線の歩道設置工事に合わせまして、同じ筆ですので、同時に用地買収に行きたいということで、今回計上させていただいております。それに伴いますのは、12の委託料と、16の公有財産購入費、21の補償補填となっております。委託料につきましては、分筆登記の所有権移転、公有財産購入費につきましては、用地買収、こちらの方は県が鑑定をされますので、県と同じ額でと思っております。補償、補填につきましては、土地改良の決裁金と愛知川沿岸土地改良区の決裁金を計上しております。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

14ページの衛生債のところの中山投棄場の件でございますけれども、中山投棄場につきましては、大きな事故もなく順調に運営されておりました。そして地元の了解を得て、数年間中継基地として運営しまして、今年度から小八木中継基地に引き継がれております。

続きまして、18ページの2のじんあい処理費ですけれども、これにつきましては、粗大ごみの回収業務でございます、これにつきましても例年と同じ業務でございます。

以上でございます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質疑にお答えします。

15ページ5財産管理費の14工事請負費187万円につきましては、懸垂幕2台の設置工事です。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私は17ページの項2児童福祉費の節18の負担金補助金及び交付金の中の保育士等人材紹介料支援事業補助金135万円についてでございます。こちら

につきましては、崇徳保育園に対する補助でございます。こちらについては、当初2名の方を見ていたんですけれども、年度途中であと数名これを利用したい方がおられるということですので、上げさせていただきました。

以上です。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

議第70号の18ページの委託料システム改修費の内容につきましては、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種の3回目のシステム開発分として31万円と、もともと今年度に制度改正の方が行われまして、予防接種法に基づく接種情報の方もマイナポータルの方に登録するという履歴の方がありましたので、その改修費用として46万5,000円を計上しております。コールセンターにつきましては、今年度、今現在も運用の方しておりますけれども、同様の内容で委託できればなというふうに考えております。あと、人材派遣の委託に関しましては、前は看護師の方の派遣の方を委託のお願いしたんですけれども、町内の3診療所の先生に毎週土曜日、日曜日に出てきていただいているという部分も含めまして、医師の人材派遣会社の方があるという情報を得ましたので、町内の先生の負担軽減という意味で、医師の人材派遣の方をお願いできればなというふうに考えております。

18の負担金、補助及び交付金の骨髄等ドナー移植、骨髄等の移植のドナーの助成ですけれども、現時点で対象者の方はおられませんが、今ドナーの方の提供をしていただいで、例えば通院とか入院面談していただくのに助成制度がそもそもないというので、個人で全て負担していただくという部分もありましたので、なかなかドナーが進んでいないという現状を踏まえまして、1日2万円、上限7日というふうにさせてもらっているんですけれども、新たに制度を設けて、できるだけドナーの方の協力していただける方を増やそうという意味で、今回は助成制度の方を計上させてもらったものでございます。

以上です。

河合議長

高橋議員、再質疑ありますか。

高橋議員

はい。

河合議長

高橋議員。

高橋議員

それでは、再質疑をさせていただきます。

じんあい処理関係ですね、中山投棄場は開設してから全く問題がなかったという答弁いただきましたけれども、当初、シートが破れるんじゃないとか、空

気が汚染されるんじゃないかという危惧もあったわけなんですけれども、全く何もなく、まるで不具合なく、順調にやってこれたと思っていただらいいのでしょうか。よろしく申し上げます。

それから、土木関係費、土木費、道路橋梁費につきましては。

河合議長 高橋さん、ページ。

高橋議員 はい、あ、ページ。19ページです。19ページの土木費、道路橋梁費の関係なんですけれども、工事請負費が用地買収費とか移転補償費が上がってきましてたけれども、これについて全協でいろいろ出ていました意見等はどのように受け止めておられますか。よろしく申し上げます。

その2点よろしく申し上げます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

中山投棄場では、定期的に大気、水質の汚染を調査しておりますけれども、水質とか大気とかの基準を超えるということはございませんので、正常に動いてきたと考えております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質疑にお答えをいたします。

ラウンドアバウト工事につきましては、全員協議会の方でもご説明させていただきましたが、愛荘町が計画されて県がその後工事をするという事になっております。ですので、当町といたしましては、それに伴いまして、もともと計画しておりました歩道工事をさせていただく。それでラウンドアバウト工事が用地買収を県がされる場所と同じ筆でありますので、同じように、合わせて当町の分を購入に行くという形になっておりますので、今回はその補正を上げさせていただいたところでありまして。ラウンドアバウト工事についてのその導入検討等の話につきましては、また、今のところ、いろいろとお話を伺っておりますので、また、機会ありましたら、皆さん方に示したいと思っております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、1つは、議第70号の令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)に対する質疑をさせていただきます。

9ページですが、歌詰橋の改修事業の愛荘町の負担金1,476万返還されるということですね。この歌詰橋については、愛荘町には1,476万返還すると。11月の臨時議会でいろいろ経過がありましたが、1億3,000万か、町の負担金の約3,000万ぐらいの議案が提案されましたが、教えてほしいのは、愛荘町は返すんですよね。うちは足らなかったということになるんですが、これ、どうしてそういうことになったのかね、ちょっとその辺のところを教えてほしい。これ、愛荘町には1,476万返すわけで。いわゆる愛荘町の負担分で。うちは足らなかったということで、その足らなかった理由はおいておいてですよ。予算的には、臨時議会で上げられたわけですよ、その分。それでそういう、同じ事業なんですけど、なぜそういうことなのかちょっとその説明をお願いしたいと思います。

同じことですが、19ページの16の公有財産購入費480万、用地買収費ですが、これが全員協議会で、県の施策としてこういうラウンドアバウト、これ宮川石油さんに行く前の手前の信号で工事するというので、提案がありました。これ、あと、いただいたら信号がなくなるんですよね。これを読むと、交通量の多い道には向いていないというデメリットもあると、このパンフレットに書かれているんですが、そこで今、課長からも説明がありましたが、その1つは全員協議会のときに、これは県の施行事業だということでしたので、県がこの事業の施行を決められたのはいつかというのを教えていただきたいと言いました。それからこの事業について、町に県からこの事業の実施について連絡があったのはいつかということも歌詰橋なんかも含めて教えていただきたいと、全協でお聞きをしていましたので、お願いをしたいと。それから、そのときにこの資料見ますと、その分で町が負担する分が512.50平米、坪数に直しますと155坪ほどになりますが、これで予算が480万ですから、ざくっと坪3万になります。ざくっとね。過去、例えば日栄小学校の横の田んぼ、用地買収のときになかなか地権者と意見が合わなくてできなかったという教訓もありますし、これで読みますと、県が、うち、町が負担する分と県が負担する分もありますよね。同じ歩道です。するとこの県の方は県が用地買収される分は、うち、私とこのこの上げられた予算やと坪3万なんですけど、これと同じ額でなっているのかね。同じ通りですから、これ違ったらそれはいろいろ意見が出てくると思うので、そのところを教えていただきたいと思います。



それから、次の議第71号の令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の6ページですが、1つ、物価徴収費のシステム開発委託料がありました。少し説明がありましたが、来年度から国が国保世帯の子どもの均等割の2分の1を国がみるという制度になりました。その分のシステム、それに対応するシステム委託料だったというふうに理解をしていいのかどうか。それから、例えば、今、軽減世帯7割の場合はその残りの3割の2分の1ですから、1.5割を国が負担するということになるんですが、そうすると、世帯は8.5割軽減世帯ということになるのかどうか、そのことも含めて、お尋ねをいたします。

最後に、6の基金積立金でこれだけの基金を積み立てられて、国保の基金が直近でお幾らになるのか、説明をお願いいたします。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

先に、収入の減の、歌詰橋の件、愛荘町負担の1,476万についてですけれども、こちらにつきましては、第2期工事の分が施行できなくなりましたので、その分を減額させていただいているものであります。返還につきましては、12日に開催されました臨時議会の方で上げさせていただいているかと思うんですけれども、ちょっと詳しい資料をお持ちしておりませんが、そのときは、当初、歩道橋等の分も、愛荘町負担の分入っておりますので、最初に頂いた額が大きかったので、返金という形になっております。

続きまして、ラウンドアバウトについてですけれども、こちらにつきましては、先ほど高橋議員さんのご質疑にもありました。詳しいことについては、愛荘町と確認をしておりますので、また、いつ決まったとかはお伝えしたいと思っておりますけれども、もともと愛荘町さんが計画されたものであったと聞いております。それで、そこから県道を含むということで県が施行されるというふうに伺っております。その当時に聞いたんですけども、議員の皆様にもラウンドアバウトになるということは、ご説明をさせていただいていると聞いております。

県が施行を決めたのはいつかにつきましては、先ほども、詳しい日につきましてはちょっと今確認しておりますので、また、お伝えさせてもらいたいと思っております。

公有財産の購入費につきましては、同じ筆でありますので、県が鑑定をされますので、その額に合わせて購入を考えて、同じ額で購入を考えております。金額といたしましては、512平米につきましては、吉田秦荘線の歩道を設置するた

めの用地買収費となっております。今、鑑定をしているところでありますので、はっきりしたそのときにはちょっと、当初、補正予算を上げるときにはちょっと多めに上げさせていただいております、8,000円掛ける600平米で予算化をして出させていただいております。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木委員のご質疑にお答えいたします。

議第71号令和3年度豊郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の6ページでございますけれども、鈴木議員のおっしゃるとおり、未就学児に係る国保税均等割の減額措置のシステム改修費でございます。それと、7割5割2割の軽減の比率ということですが、それも、鈴木委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

6ページ、基金積立金の現在高ということですが、今回補正計上させていただいたものを全て予算の方、議決いただきまして、全額積んだという仮定の方にはなりますけれども、年度末現在で、6,998万1,291円となります。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 この全協で出たラウンドアバウトというやつですよ。だから、全協のときに、県の施行だとおっしゃったので、もともとうちが計画したものではないともお聞きしました、愛荘町から出発したもんだとよく分かりました。ですから、でも県がこの事業を施行すると決めたのはいつかということをお教えしてほしいと全協で言いました。今日でもまだ分からないという、今日でも分からないということが私は分かりません。じゃあ、せめて県が施行を決めたのが分からなくても、県の方から、この事業をやるので町も協力しろと、そういうことですよ、いう連絡が来たのはいつかぐらいは分かるでしょう。分かりませんか。それも教えてほしいと言ったんですよ、全員協議会で。申し上げておりましたと思います。もし、それが分からないということは分かりませんが、先ほどの歌詰橋の返還につい

ても、多額の、愛荘町から頂いていたので返還になったと。詳しい資料は持ってないということでしたね。それ、その件も含めてね、詳しい資料を提供してください。

それから、その3万の話ですが、これぐらいでというのはこれは県の施行工事ですから、県の方から、町もこれぐらいの単価でというお話があったんですか。今、鑑定をしているというお話でしたやん。これ、同じ道路ですやん。舗装道ですやん。これの買収が、これ、誰見てもこれ、同じ道路なん。ほんで、この黄色のところは町で、ピンクが県でということでした。これ、購入額が違うとなれば、それはもうスムーズにいかないのは、誰が見ても分かるじゃないですか。だからお聞きしますが、今回提案されている計算すると坪3万ぐらいになるんですが、これは県の方からこれぐらいの額でという提案があったのかどうかということと、それから、ここの地権者1人だというふうに全協でお聞きしましたけど、もうこの地権者との話し合いを始めておられるのかどうか、ちょっとその点だけ最後にお聞きします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。

用地買収費につきましては、県の方から7,000円ぐらいというふうな回答を得ましたので、ちょっと多めに上げさせていただいております。

あと、地権者さんにまだ交渉には行っておりません。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

今村議員 議長、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 まず、議第70号で、ここの13ページ、雑入の中で、社会福祉協議会いきいきセンター使用料ということで11万2,000円が上がっておりますが、これは燃料代分の半額を町が負担していると、生きがいデイサービスで。というのは、今期の燃料の高騰に合わせて引上げているのか、利用者数が増えているのか。この生きがいデイサービス事業というのは、町がやっていますが、この部分で、介護保険の総合事業に入らない部分としてやっているのか。一部入ってこれも併用でやっているのか、その辺は、ちょっと確認したいんですが、それとこの費用については、これ、社協が委託を受けてやっていますよね。町単事業でやるとい

うことで今、今の時代はすごくやっぱり、そういうデイサービスで認知症対策したり、予防保健でいろんなことをやっていただいていることは、大事な事業だなと思っているんですが、このことで、この対象の人たちは600円の給食費を払って参加されていますが、一方で隣保館デイは給食費200円なんやけど、だんだん増えないとか、なぜそんな増えないのかなあと感じていましたが、いろいろ関係者の話を聞いていると、やっぱり受けている事業者、受けた委託事業者が月極でちゃんと支払いしてくれるとやりやすいけど、1年最後にあっちの隣保館デイの場合は、3月で精算払いという形になるから、それまでは自分で給食代も払わなあかんし、そういうのがあるという話を聞いたんですが、どっちもやっぱり認知症予防やからね、やっぱりこれから転倒予防やいろんなことがあるから、いろんなことでやっていただいているんですが、この町単でやる事業に対して、町の支出はどういう形態で、両方とも、違いがあるのはなぜなのかというのでね。ちょっとその辺の仕組みを説明してください。

続いて、先ほどの19ページの突然と上がって予算化されてきたこの県道の問題ですけど、この用地買収というのは、県の場合は、大体一反当たりこれで計算すると700万ぐらいの。そんな高い用地買収費を、上限はあると思うけど、想定的にはこれぐらいを用地買収としては、掲げているんですか。県の基準をちょっと、その辺はこういう想定金額なのかということをお教えください。70号はそれで。

次、72号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計のところですが、ここでは、6ページです。6ページで、歳出の方ですけども、介護給付準備基金積立金と、他会計繰り出し、2年度の低所得者層へのそういう国の交付金の人数増えた分、こっちで差し替えして、その分、準備基金の積立ては、繰り出しをしなくなっているという話ですけども、この介護給付準備基金というのは、この財政調整をする介護保険特会のそういう基金なんですけれども、一般会計の繰り出しというので、そこから入るといって、額が増えてくるというのはどういう国から低所得者に対するいろんな計算する式があるわけですけど、豊郷の介護保険事業は、やはりそういう面では、低所得者の方がやっぱり比率的にこれからも上がっていくんですか。前、何か途中から下がるみたいなことをおっしゃいましたよね。でも、今の現状でいくと、これからますます低年金の高齢者が増えてくるような感じですが、上がっていくんじゃないかなって一瞬すごい心配しているんですけど、その点は、担当課としてどういう将来、想定をしているのか、説明してください。

次に、議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算についてですけ

れども、これも、2ページ、支出の面で、着手金ということで弁護士費用が上がっています。これ玉屋前の、事故に遭われた方の、今、調停中だというお話ですけども、どちらに県と町に負担割合があんのかという問題だと私は思うんですが、着手金ということは、弁護士を新たにお金払うということは、うちは顧問弁護士料、もう既に払っているから、その間の相談業務では負えない業務に対して1件当たり裁判費用についての着手金はこっただけですって請求されるんですが、この損害賠償請求の調停に対して、相手側は裁判まで行きたくないと言って不調に終わった場合、相手は泣き寝入りする可能性も出てきますね、そうなる。そうやって申立てする方も着手金、弁護士に払わないとできませんしね。そういうことを踏まえて、私、あれから聞いて町内見て歩いたんですよ。そしたら、やっぱり大型トラックとかいっぱい走るんでね。例えば三ツ池の中国人の人たちが廃プラスチックのあれを収集して、そこでマイクロ化している業務のところでも、グレーチング、あそこは町道なんですか、グレーチングの横の道路敷との凸凹になっていますし、結構町内、大型トラックが走るもので、町道が傷んでいるとか、そういうところいっぱい箇所があるんですが、これからもこういう事故が起こる可能性は十分にあるなと思ったんですが、この損害賠償請求の関係では、どっちに監督責任があるかという問題は、私は枝葉やと思っているんですが、そういう人たちが本当に早期に救済されなきゃいけないと思う。管理責任、管理不行き届きでそういう事故を起こしているんですが、これについては、着手金と書いてあるんですが、裁判になったときの着手金としてこれをもう今から用意しておこうという発想なのか、私は調停段階で終わるべきだと、ちゃんと払うもん、払ってほしいと思うんですが、どういうふうな考えを、担当課としては持っておられるのか、説明をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

13ページの諸収入5雑入の中の民生費雑入、社会福祉協議会いきいきセンター使用料でございます。こちらにつきましては、原油の高騰のために計上させていただきました。

生きがいデイサービス事業の財源につきましては、町単独事業となっておりまして、介護保険事業の総合支援事業ではありません。ただ、ふるさと応援基金の繰入れをいただいております。社会福祉協議会に委託しております事業でして、年間4回に分けて委託料を支払っております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

県が用地買収をされる場合は必ず鑑定を入れられますので、その鑑定額で用地買収を行っておられます。ですので、今回につきましても現在鑑定をさせていただいておりますので、それに合わせて購入をしていきたいと思っております。余談であります、町内の、県が用地買収される額につきましても、大体そんなもんだということも伺っております。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第72号介護保険事業特別会計補正予算の6ページの一般会計の繰り出しの件ですけれども、こちらにつきましても、前年度の低所得者保険料軽減負担金の補助金の申請をする際に、令和元年度の調整交付金の所得段階別被保険者数を採用されております。実績報告を今年度の6月に行うんですけれども、その段階で、令和2年度の調整交付金の所得段階別被保険者をベースに、所得構成により区分が変わった方を反映した数値で実績報告を行うとありまして、この段階で第1段階の被保険者の方が15名減っております。第2、第3につきましても、各5名、2名と増えているんですけども、全体として8名減っておられますので、その分もらい過ぎている部分を一般会計で受けて、一般会計から介護特会の方に繰り出している関係上、介護特会の方から繰り出して一般会計で返還するという流れになっておりますので、ご理解いただければと思います。

低所得者の減少の傾向ということですが、以前の方にもお答えしたとおり、今回についても1段階については15名減っているということで、ここ最近の被保険者数の動向の方、所得段階別被保険者数の動向を確認していますと、やはり1段階2段階3段階というのは若干減っているかなという傾向にあります。全体数として、割合が減っておりますので、全体、5段階以上の方が増えて1段階2段階3段階の増加率と、5段階以上の増加率を比較すると、5段階未満の方の増減率よりも、5段階以上の方の増減率の方が高いということになりますので、全体の比率としては、低所得者層は減っているという発言というふうになりまして、ちょっと補足の方を説明させていただきます。全体としては、割合は今後減っていくのかなというふうには考えております。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

この今回の弁護士の手取金については、担当課では、裁判を起こすための費用というふうには考えておりません。したがって、現在上げている分については、通常ですと顧問弁護士の先生が相談をします。今回について、損害賠償請求がなされたといった観点から、弁護士さんの方に着手費用は要るかどうかを確認したところ、計上してほしいということでありましたので、今回計上しました。今の担当課の方向性としては、先ほど今村議員がおっしゃっていただきましたように、調停の中で解決をというふうには考えているところです。また、全協でも鈴木議員さんの方が、紛争審査会を検討してみてもどうかということもお聞きしていますので、総合的なことを考えてから検討を進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

河合議長 今村議員、再質疑ありますか。

今村議員 いいです。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第70号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）を予算決算常任委員会に、議第71号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）及び議第72号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第73号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を文教民生常任委員会に、議第74号令和3年度豊郷町水道事業会計補正予算（第2号）及び議第75号令和3年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、議第70号を予算決算常任委員会に、議第71号、議第72号、議第73号を文教民生常任委員会に、議第74号、議第75号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第19、請願第3号コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を議題といたします。紹介議員である鈴木勉市議員より説明を求めます。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願。請願団体、滋賀県農民組合連合会。住所、滋賀県近江八幡市安土町大中616の2。代表者、滋賀県農民組合連合会会長、田口源太郎でございます。

請願の趣旨。新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で、2020年産米の過大な流通在庫が発生をいたしました。しかし、政府の打ち出した36万トンの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は暴落をいたしました。

コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者、流通業者に押しつけることは許されません。政府による緊急買入れなどの特別な隔離対策が絶対に必要です。

政府は、市場隔離と同等の効果を持つ対策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業の20年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。しかし、仮に15万トンの販売が22年11月以降に先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回るようになります。同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量は、当初のミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で、当初の4分の1にも減少したにもかかわらず、一切見直しがされていません。せめて、バターや脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要です。

全国各地で取り組まれている食糧支援には、収入減で1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買い入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが今こそ求められています。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出をされることを求めます。

請願事項。1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給関係を改善し、米価下落に歯止めをかけること。



2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食糧支援で活用すること。

3、国内消費に必要なない外国産米、ミニマムアクセス米の輸入を中止するか、少なくとも当面は国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上であります。議員諸氏の賛同をお願いして、提案説明を終わります。

**河合議長** 鈴木議員、鈴木議員。ちょっと確認しますが、今請願趣旨の中でこの26年間で4分の3ってプリントされていますけど、発言は4分の1に聞こえましたけど。4分の3がね、プリントに明記されていますけども、発言が4分の1に聞こえましたやん。聞こえたと思うんやけど。4分の3ですか。

**鈴木議員** ああ、申し訳ございません。

はい、真ん中ですが、4分の3にも減少したにも関わらずです。失礼しました。

**河合議長** 分かりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

**議員** なし。

**河合議長** ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願第3号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第20、請願第4号高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上医療費の窓口負担2割化中止を求める請願を議題といたします。紹介議員である高橋直子議員の説明を求めます。

**高橋議員** 議長。

**河合議長** 高橋議員。

**高橋議員** それでは、高齢者の命・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化中止を求める請願につきまして、紹介をさせていただきます。

請願の趣旨。2021年6月4日参議院本会議で、75歳以上医療費窓口負担2割化法が可決されました。この法律が実施されると、2022年後半から年収200万円以上の人370万人、後期高齢者医療制度加入者の約20%に当たります、が2割負担となります。

国会審議の中で、1つ、2割負担導入による現役世代の負担軽減効果は僅か月額約30円であること。2つ、コロナ禍の中、高齢者の負担増は受診控えを招くことが各種調査でも明らかなのに、政府は、健康悪化に結びつかないとしていること。3つ、国会審議を経ずに、2割負担増の対象者を政令によって広げることができることなど、問題点が明らかになりました。

1割負担でも深刻になっている高齢者の受診控えが、コロナ禍の中で受診抑制と重なり、高齢者の命と健康をどのように守るかが問われています。このようなときに窓口負担を引き上げるのは、受診控えに追い打ちをかける政策です。

また、1割と2割を区分する金額として、200万円の収入を持つてくるのは、個々の生活状況を見せず、人間らしく暮らして生きていく上で、低過ぎると言わざるを得ません。強制加入の社会保険では、必要な給付は保険料だけでなく、公的負担と事業主負担で保障すべきです。先進国では医療費の窓口負担は無料が当たり前です。

以上のことから、下記事項を請願いたします。

請願事項。1つ、2022年後半からの75歳以上医療費窓口負担2割化は中止し、見直しを求める意見書を提出してください。

皆さんの周りにも75歳以上の高齢者たくさんいらっしゃると思います。その方々の生活をもう脅かす制度となっていますので、ぜひ真摯にご検討いただきまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

河合議長  
議員  
河合議長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

なし。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願第4号は、会議規則第92条の規定により、文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第21、請願第5号沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願を議題といたします。紹介議員である高橋直子議員の説明を求めます。

高橋議員  
河合議長  
高橋議員

議長。

高橋議員。

それでは、沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を埋立てに使用しないよう求める請願をご紹介します。

請願趣旨。沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市の摩文仁の平和記念公園内にある平和の礎には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されています。滋賀県出身戦没者1,691名のご芳名も刻まれています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、

戦跡としてはわが国唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や、命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

先の大戦で犠牲になられた人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されないことです。この動きを看過するわけにはいきません。

よって、豊郷町議会として、下記の事項が速やかに実現されることを国に強く要請されるようお願いいたします。

請願内容。1つ、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨などが混入した土砂を埋立てに使用しないこと。2つ、日本で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたします。

皆さんも報道等でご存じいただけていると思います。沖縄に、現地に行かれた内藤さん、本当に、何とかしてほしいという。

河合議長 請願趣旨にのっとって説明してください。

高橋議員 はい。思いを皆さんに訴えておられると思いますので、よろしく願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願第5号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により、審議されるようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時37分 散会)